

見積り依頼公告

次のとおり随意契約・オープンカウンター方式による見積り合わせに付
します。

令和5年6月27日

契約担当官

鹿児島地方法務局長 林 健 児

1 見積り合わせに付する事項

- (1) 件 名 鹿児島地方法務局災害用備蓄食料品売払
- (2) 品名及び個数 仕様書のとおり
- (3) 引渡期間 仕様書のとおり
- (4) 引渡場所 仕様書のとおり

2 見積り合わせに参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 前記1(3)の「引渡期間」内に確実に履行できる者であること。
- (2) 後記11の「支払条件」に従い、確実に期限内に支払できる者であること。
- (3) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別の理由がある場合に該当する。

- (4) 見積り依頼説明書の交付を受けた者であること。

なお、その他の見積り合わせに参加する者の条件等については、見積り依頼説明書及び仕様書による。

3 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒890-8518

鹿児島市鴨池新町1番2号

鹿児島地方法務局会計課（担当 田代）

電話 099-259-0604

メール kaikai_kagoshima_moj_bal@i.moj.go.jp

4 見積り依頼説明書の交付場所及び交付期間

(1) 交付場所

当局ホームページ（URL：<https://houmukyoku.moj.go.jp/kagoshima/table/nyuusatsu/all.html>）又は前記3の場所

(2) 交付期間

公告の日から令和5年7月13日（木）午後5時00分まで（鹿児島地方法務局会計課での交付については、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91条）第1条に規定する行政機関の休日を除く。）

5 見積書等の提出期限及び提出方法

(1) 提出期限 令和5年7月13日（木）午後5時00分（必着）

(2) 提出方法 前記3のメールアドレスへの送信（押印を省略する場合に限る。）又は前記3の場所へ持参若しくは郵送（書留郵便又はレターパックプラスに限る。）（期限必着）。

6 見積り合わせ日時

日時 令和5年7月14日（金）午前10時00分（非公開）

7 契約の相手方の決定方法

予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格以上の見積りを行った者のうち、最高価格をもって有効な見積りを行った者を契約の相手方とする。

8 見積書の作成

(1) 見積り合わせに参加する者は、以下の事項を記入した見積書を作成の上、提出すること。

ア 宛名（「契約担当官 鹿児島地方法務局長」とすること）

イ 見積内容（品名、1個当たりの単価）

ウ 作成日

エ 氏名（法人の場合はその名称又は商号及び代表者氏名）

オ 住所

(2) 見積書の様式は任意とする。

(3) 見積書には、消費税及び地方消費税額を含めた金額を記載すること。

なお、免税事業者の場合、その旨を見積書提出までに申し出ること。

9 見積書の無効

この公告に示した参加資格のない者の提出した見積り、見積書に虚偽の記載をした者の提出した見積り及び見積り合わせに関する条件に違反した見積りは、無効とする。

10 契約保証金

契約保証金は免除する。ただし、見積り者が契約を締結しないときは、違約金として、見積金額の100分の5に相当する額を鹿児島地方法務局に支払わなければならない。

11 支払条件

鹿児島地方法務局歳入徴収官の発行する納入告知書により指定された期日までに納入すること。

12 その他

(1) 見積り合わせ及び契約手続において使用する言語等

見積り合わせ及び契約手続に使用する言語は日本語、通貨は日本円、時間は日本の標準時及び単価は計量法（平成4年法律第51号）による。

(2) 契約書作成の要否

請書を作成する。

(3) その他詳細は、見積り依頼説明書による。

以上